防地周第13458号 2 3 . 1 1 . 一部改正 防地防第8752号 2 4 . 6 . 2 9 防地防第4347号 2 6 . 3 . 2 8 防地防(事)第179号 2 8 . 4 . 1 防地防(事)第148号 2 9 . 3 . 3 1 防地防(事)第142号 3 0 . 3 . 3 0 防地防(事)第154号 3 1 . 4 . 2 5 防地防(事)第181号 令和2年3月31日 防地防(事)第97号 令和3年4月1日 防地地(事)第145号 令和4年4月1日 防地地(事)第126号 令和5年3月31日 防地地(事)第133号 令和6年3月29日

各地方防衛局長 殿

事務次官 (公印省略)

民生安定施設の改修工事に係る補助の割合又は額について(通達)

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49 年政令第228号)第12条及び附則第4項の規定に基づき、別紙第1から別紙第 3までのとおり定められ、平成23年度の予算に係る補助から適用し、平成22年 度までの予算に係る補助で平成23年度以降に繰り越されたものについてはなお従 前の例によることとされたので通達する。

なお、民生安定施設の改修工事に係る補助の額について(防地周第6460号。 22.5.14)は、廃止する。

添付書類:別紙第1~別紙第3

民生安定施設の改修工事に係る補助の割合について

民生安定施設の改修工事のうち、補助の割合を定める施設に係る補助の割合は、次の表のとおりとする。

補助に係る施設	沖縄県の区域以外において実施する 場合の補助の割合	沖縄県の区域内において実施する場 合の補助の割合		
公園、緑地その他の公共空地	3分の2(土地の取得に要する費用に係 る補助については10分の5)	3分の2 (土地の取得に要する費用に係 る補助については10分の5)		
市町村の消防の用に供する庁舎	10分の5	10分の5		

民生安定施設の改修工事のうち補助限度額を定める施設の改修工事に係る補助の割合について

- 1 民生安定施設の改修工事のうち、補助限度額を定める施設に係る補助の割合は、付表1のとおりとする。ただし、補助の対象とする経費(以下「事業費」という。)に補助の割合を乗じて得た額が補助限度額(付表1の補助に係る施設の欄、種別の欄、世帯数、組合員数又は人口の欄及び基準面積の欄の区分に応じ、同表の基準限度額の欄に掲げる額(補助に係る施設に耐震工事を実施する場合にあっては同表の耐震工事を実施する場合に加算する額の欄に掲げる額を、それぞれ当該基準限度額の欄に掲げる額に加算した額とする。)に対して、付表2に掲げる地域及び建物の区分に応じ、同表に定める係数(以下「地域係数」という。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を超える場合には、補助限度額を事業費で除して得た割合とする。
- 2 前項の場合において、補助に係る施設に以下の設備を設置する場合は、それぞれ以下の額を付表1の基準限度額の欄に掲 げる額に加算するものとする。
 - (1) 太陽光発電システム 設置容量(kw)に1,058千円を乗じて得た額
 - (2) 受変電設備 設置容量 (kVA) に106千円 (市町村の主たる事務所に設置する場合は、更に15千円を加算) を乗じて得た 額
 - (3) 自家発電設備 設置容量(kVA) に201千円(市町村の主たる事務所に設置する場合は、更に41千円を加算)を乗じて得た額

補助に係る施設	種別	補助の割 合	世帯数、組合員数又は人口	基準面積	基準限度額	耐震工事を実施する 場合に加算する額
曲日711164七元	1	2 3	30 世帯 以上 99 世帯 以下	m² 100	千円 17,800	千円 1,760
農民研修施設林業研修施設	2		100 世帯 以上 350 世帯 以下	170	30, 400	2, 992
漁民研修施設	3		351 世帯 以上 600 世帯 以下	380	68, 200	6, 688
	4		601 世帯 以上 1,000 世帯 以下	550	99,000	9, 680
	5		1,001 世帯 以上	910	163, 800	16, 016
農民集会施設	1	2	組合員数 999 人 以下	m² 100	千円 19,600	千円 1,760
長氏朱云旭故	2	3	組合員数 1,000 人 以上 1,999 人 以下	150	29, 500	2, 640
	3		組合員数 2,000 人 以上 2,999 人 以下	250	49, 200	4, 400
	4		組合員数 3,000 人 以上	300	59, 100	5, 280
士亡本				m²	千円	千円
市町村 の主た る事務	_	3 4	人口1,000人当たり	101.0	14, 600	1,777
所				m²	千円	千円
町村庁 舎	_	3 4	人口1,000人当たり	128. 4	18,600	2, 259

- 注:1 世帯数、組合員数又は人口は、防衛施設の設置又は運用により生活又は事業活動が阻害されると認められる世帯、組合員(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の組合員をいう。)又は住民のうち、現地の地理的条件等を考慮して補助に係る施設の欄に掲げる施設を通常利用することが可能な世帯、組合員又は住民の数とする。
 - 2 市町村の主たる事務所の延べ面積が基準面積の欄に掲げる面積に満たない場合にあっては、次に掲げる式により算 定した額を基準限度額とする。ただし、音響による障害の緩和を必要として整備した施設の延べ面積には、防音工事 の施工に伴い必要となった機械室等の面積を加えないものとする。

基準限度額の欄に掲げる額 延べ面積 × 基準面積

7.4; 4.6	(系数					
地域	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造		
北海道	1 0 7	1.00	1.04	1.00		
道北 道東	1.07 1.08	1.06 1.06	1.04 1.05	1.02 1.02		
道央 道南	1.06 1.07	1.04 1.06	1.03 1.04	1.01 1.02		
(離島)	1.07	1.06	1.04	1.02		
奥尻島 礼文島及び利尻島	1.26 1.31	1.26 1.31	1.26 1.31	1.26 1.31		
青森	0.98	0.98	0.98	0.98		
岩手	1.01	1.00	0.99	0.99		
宮城秋田	1.01 0.99	1.01 0.98	1.00 0.98	1.00 0.99		
山形	0.99	0.99	0.98	0.98		
福島 茨城	0.99	0.99	0.98	0.99		
栃木	0.99 1.00	0.99 1.00	0.99 1.00	0.99 1.00		
群馬埼玉	0.99 1.00	0.99 1.00	0.99 1.00	0.99 1.00		
千葉	1.00	1.00	1.00	1.00		
東京神奈川	1.00 1.00	1.00 1.00	1.00 1.00	1.00 1.00		
山梨	1.00	1.00	1.00	1.00		
長野(離島)	1.00	1.00	1.00	0.99		
大島	1.17 1.61	1.17 1.61	1. 1 7 1. 6 1	1.17 1.61		
八丈島 上記以外の伊豆諸島	1.51	1.50	1.50	1.51		
小笠原諸島	2.21	2.21	2.21	2.21		
新潟富山	0.98 0.99	0.98 0.99	0.98 0.99	0.98 0.99		
石川	0.98	0.98	0.98	0.98		
(離島) 佐渡島	1.07	1.07	1.07	1.07		
岐阜	0.98	0.98	0.98	0.98		
静岡 愛知	0.98 0.98	0.98 0.99	0.98 0.98	0.98 0.98		
三重	0.99	1.00	0.99	0.99		
福井	0.96	0.96	0.95	0.96		
滋賀 京都	0.98 0.98	0.98 0.98	0.97 0.97	0.98 0.98		
大阪	0.98	0.98	0.97	0.98		
兵庫 奈良	0.97 0.98	0.97 0.98	0.96 0.97	0.97 0.98		
和歌山	0.98	0.98	0.97	0.98		
鳥取 島根	0.94 0.94	0.94 0.95	0. 9 5 0. 9 5	0.96 0.96		
岡山	0.95	0.95	0.96	0.97		
広島 山口	0.94 0.95	0.95 0.95	0.96 0.96	0.97 0.97		
(離島)						
瀬戸内海の離島 隠岐諸島	$egin{array}{c} 1.05 \ 1.22 \end{array}$	1.05 1.22	1.05 1.22	1.05 1.22		
徳島	1.01	1.01	0.99	1.00		
香川 愛媛	0.99 0.99	0.99 0.99	0.98 0.97	1.00 0.99		
高知	0.99	1.00	0.98	0.99		
福岡	0.99	0.98	0.98	0.97		
佐賀 長崎	0.97 0.97	0.97 0.97	0.97 0.97	0.97 0.97		
熊本大分	0.99 0.99	0.99 0.98	0.98 0.98	0.97 0.97		
宮崎	0.99	0.99	0.98	0.97		
鹿児島 (離島)	1.00	0.99	0.99	0.98		
五島列島	1.19	1.19	1.19	1.19		
対馬 壱岐島	1.24 1.17	1.24 1.17	1.24 1.17	$1.24 \\ 1.17$		
大隅諸島	1.25	1.25	1.25	1.25		
奄美群島 沖縄	1.35	1.35	1.35	1.35		
(離島)						
宮古島 石垣島	1.17 1.18	1.17 1.18	1.17 1.18	1.17 1.18		
八重山列島(石垣島を除く。)	1.33	1.33	1.33	1.33		
大東諸島	1.51	1.51	1.51	1.51		

注:道北(宗谷、上川及び留萌)、道東(オホーツク、根室、釧路及び十勝)、道央(空知、石狩、後志、胆振及び日高)及び道南(檜山及び渡島)は、総合振興局又は振興局の所管区域を指す。

民生安定施設の改修工事に係る補助の額について

1 民生安定施設の改修工事のうち、補助の額を定める施設に係る補助の額は、基準定額(次の表の補助に係る施設の欄、種別の欄、世帯数又は人口の欄及び基準面積の欄の区分に応じ、同表の基準定額の欄に掲げる額(耐震工事を実施する場合にあっては、当該基準定額に同表の耐震工事を実施する場合に加算する額の欄に掲げる額を加算した額)をいう。)に地域係数を乗じて得た額又は事業費の4分の3に相当する額のいずれか低い額(次の項において「補助額」という。)とする。

	補助に係る施設		世帯数又は人口	基準面積	基準定額	耐震工事を実施する 場合に加算する額
老人福祉	老人福祉センター (付設作業所を除 く。)		_	m [*] 500	千円 89,900	千円 8,800
位センター	老人福祉センター 付 設 作 業 所		_	m² 100	千円 17,800	千円 1,760
保	育 用 施 設	_	(乳幼児数は150人を限度とする。)	㎡ 5×乳幼児数	円 890,000 ×乳幼児数	円 17,600 ×基準面積 (㎡)
水泳プ	屋外プール	ı	(水面の面積は400㎡を限度とする。)	-	円 65,000 ×水面の面積 (㎡)	円 17,600 ×水面の面積 (㎡)
ルル	屋内プール	ı	(水面の面積は600㎡を限度とする。)	_	円 287,600 ×水面の面積 (㎡)	円 17,600 ×水面の面積 (㎡)
и.	育館	1	5,000 人以下	m² 500	千円 63,700	千円 8,800
体		2	5,001 人以上 10,000 人以下	700	89, 300	12, 320
		3	10,001 人以上 20,000 人以下	1,000	127,600	17,600
		4	20,001 人以上 30,000 人以下	2, 500	319, 400	44,000
		5	30,001 人以上	4,000	511, 200	70, 400
青	年 の 家	1	5,000 人以下	m² 1, 000	千円 156, 100	千円 17,600
		2	5,001 人以上	1,700	265, 600	29, 920
_ `	- /// FT 1/- 30.	1	400 人以下	$\begin{array}{c} m^2 \\ 100 \end{array}$	千円 17,800	千円 1,760
12 3	ュニティ供用施設	2	401 人以上 1,400 人以下	120	21, 400	2, 112
		3	1,401 人以上 2,400 人以下	310	55,600	5, 456
		4	2,401 人以上 5,000 人以下	500	89, 900	8,800
		5	5,001 人以上10,000 人以下	1, 100	198, 100	19, 360
		6	10,001 人以上	2, 100	378, 300	36, 960
ÆŁ.	Fit # A 15	1	_	m² 1, 500	千円 219, 300	千円 26,400
特	別集会施設	2	_	1, 750	255, 800	30,800

ı		1	1	Ī	İ	
		3	_	1, 990	290, 800	35, 024
		4	_	2, 220	324, 400	39, 072
		5	_	2, 430	355, 300	42,768
		6	_	2, 620	383, 000	46, 112
公	民館	1	50,000 人以下	m² 1, 000	千円 156, 100	千円 17,600
7	E E	2	50,001 人以上 90,000 人以下	1, 500	234, 300	26, 400
		3	90,001 人以上	2,000	312,600	35, 200
図	書	1	19,999 人以下	m² 330	千円 51,300	千円 5,808
		2	20,000 人以上 29,999 人以下	405	61, 600	7, 128
		3	30,000 人以上 39,999 人以下	480	74, 800	8, 448
		4	40,000 人以上 49,999 人以下	555	86, 500	9, 768
		5	50,000 人以上 59,999 人以下	630	98, 200	11,088
		6	60,000 人以上 69,999 人以下	704	109, 900	12, 390
		7	70,000 人以上 79,999 人以下	778	121, 500	13, 693
		8	80,000 人以上 89,999 人以下	852	133, 000	14, 995
		9	90,000 人以上 99,999 人以下	926	144, 600	16, 298
		10	100,000 人以上	1,000	156, 100	17,600
保例	車相談センター	- 市	_	m² 1, 200	千円 190, 700	千円 21, 120
		町村	-	900	142, 900	15, 840
博	物 食	-	_	m² 2, 000	千円 312,600	千円 35, 200
	児 童 飲 (付設児童クラブ	1	-	m² 185	千円 33, 200	千円 3,256
児童	室を除く。)	2	_	297	53, 300	5, 227
館館		3	_	500	89, 900	8,800
	児 童 食付設児童クラブ室	<u> </u>	-	m² 32	千円 5,500	千円 563
自	治会集会所	τ –	(床面積は改修工事前の床面積を 限度とする。)	_	円 139, 400 ×床面積 (㎡)	円 17,600 ×床面積 (㎡)

- 注:1 音響による障害の緩和を必要として整備した施設の延べ面積には、防音工事の施工に伴い必要となった機械室等の 面積を加えないものとする。
 - 2 補助に係る施設の欄に掲げる施設 (コミュニティ供用施設 (種別1に限る。)、保健相談センター及び博物館を除 く。)の延べ面積は基準面積の欄に掲げる面積以上でなければならないものとし、博物館の延べ面積は300㎡以上で なければならないものとする。
 - 3 世帯数又は人口は、防衛施設の設置又は運用により生活又は事業活動が阻害されると認められる世帯又は住民のうち、現地の地理的条件等を考慮して補助に係る施設の欄に掲げる施設を通常利用することが可能な世帯又は住民の数とする。

- 4 水泳プールについて、プール水を飲料水等として活用するための浄水機能を有する屋外プールの場合にあっては7, 400円、当該機能を有する屋内プールを設置する場合にあっては8,700円をそれぞれ基準定額に加算するものとする。
- 5 コミュニティ供用施設(種別1に限る。)、保健相談センター及び博物館の延べ面積が基準面積の欄に掲げる面積 に満たない場合にあっては、次に掲げる式により算定した額を基準定額とする。

 延べ面積 ×
 基準定額の欄に掲げる額

 基準面積

- 2 前項の表の補助に係る施設の欄に掲げる施設に以下の設備を設置する場合は、それぞれ以下の額を合計した額に地域係数 を乗じて得た額を補助額に加算するものとする。
 - (1) 太陽光発電システム 設置容量 (kw) に1,058千円を乗じて得た額
 - (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽(設置容量が40㎡以上であるものに限る。) 20,654千円
 - (3) 受変電設備 設置容量 (kVA) に106千円を乗じて得た額
 - (4) 自家発電設備 設置容量 (kVA) に201千円を乗じて得た額